

○内閣府令第五十三号

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十七号）の施行に伴い、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年九月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「第十三条」を「第十四条」に改める。

附 則

この府令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。